

延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託プロポーザル実施に係る質問書への回答一覧

	質問項目 ※仕様書等の該当部分を明示	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 4 業務内容 (5) 1)	商品券の販売場所について、社内の専用スペースを販売所として設置する形態は、差し支えないか。	本来のお客様と商品券購入者等に混乱が生じないような提案をお願いします。
2	仕様書 4 業務内由生 (5) 2)	仕様書 4 業務内容(4)⑥において「商品券の取扱店の要件審査、登録用務は市が行う」とあるが、登録店の「募集」も市が行うものと理解して良いか。	登録店の募集は、仕様書 4. 業務内容(4)②の「商品券の販売促進広報」に含まれますので、募集方法については、ご提案ください。
3	仕様書 4 業務内容 (5) 4)	商品券購入者の「適格性」について、延岡市にてあらかじめ基準を設けているのか、また適格性審査に必要な書類や証憑様式等について、市で定めている標準様式等があれば、教示いただきたい。	前段の質問に対する回答については、「3. 業務の目的」及び「4. 業務内容(4)」から、次のように想定しています。 【商品券の対象となる住宅】 ① 延岡市内に存する住宅であること。 ② 昭和59年以前に建築された住宅であること。 ③ 私人が所有する住宅であること。 【商品券の購入が可能な者】 市税等の滞納がないもののうち ① リフォーム工事の場合 リフォームを行おうとする住宅を所有し、現に居住している者であること。 ② 除却工事の場合 (1) 住宅の所有者であること。 (2) 空き家の所有者等（遺産分割協議書において、商品券購入予定者が相続する旨の合意が得られているときを含む。）であること。 【商品券の使用対象となる工事】 ① リフォーム工事又は除却工事に要する経費が5万円以上であること。 ② 商品券取扱店によるリフォーム工事又は除却工事であること。 ③ 商品券を購入した年度の2月末日までに工事を完了すること。 ④ リフォーム工事又は除却工事が市の他の助成を受けていないこと。 ⑤ 次のいずれかの工事であること。 ア) 増築、改築又は減築（車庫その他附属建築物は除く。） イ) 構造材の補強、取替 ウ) 立ち狂いの補修（地盤沈下によるものを含む。） エ) しろあり防除

		オ) 階段の付け替え、新設 カ) 屋根の葺き替え又は塗装 キ) 外壁の張り替え、塗装又は断熱材の設置（雨漏りの補修を含む。） ク) 間仕切り壁の新設又は変更 ケ) 壁紙や床の張り替え又は塗装 コ) 天井の張り替え（下地を含む。） サ) 建具の新設又は取り換え シ) 襖や障子の張り替え又は畳の取換え（表替えを含む。） ス) 雨樋（雨水埋設管を含む。）の修理 セ) 窓ガラスの補修、取り換え ソ) 屋内のバリアフリー化工事（介護用リフトの新設を含む。） タ) システムキッチンの新設、補修又は取り換え（一体型のコンロ及び食器洗い乾燥機の取り換えは含む。） チ) 風呂、台所又はトイレの水回り工事（洋式便座の取り換えのみの工事は除く） ツ) 給湯設備の新設、補修又は取り換え テ) 照明器具（埋込タイプに限る。）の新設又は取換え ト) エアコン（窓用エアコンは除く。）の新設又は取換え ナ) 深夜電力を利用した給湯器（エコキュートなど）の新設又は取換え ニ) 太陽熱温水器の新設又は取り換え ヌ) 太陽光発電システムの新設又は取り換え ネ) 家庭用燃料電池の新設又は取り換え ノ) 衣類乾燥機の新設又は取り換え（配管設備工事を伴うものに限る。） ハ) 門扉、囲障及び擁壁の補修、築造替え ヒ) 門扉又は駐車スペースから玄関又は介助等を要する者の室の外部への出入口までのバリアフリー化（舗装、スロープ及び介護用シフトの設置を含む。） フ) 敷地内の上下水道管、ガス管及び電線（分電盤を含み、通信線は除く。）の補修又は取り換え ヘ) 住宅が存する敷地内の樹木類の伐
--	--	---

			木又は伐根 ホ) 除却工事（主として住宅を解体するものに限る。） マ) その他住宅の修繕、模様替えその他住環境の改善のために行う工事であると認められるものであって、延岡市長と協議を終えたもの 後段の質問に対する回答については、前記回答を踏まえれば、適格性は次のような書類等を要するものと思われます。 ① 建物の建築年次がわかるもの ② 建物の所有者が分かるもの ③ 所有者が居住していることが分かるもの（リフォーム工事）、又は居住していないことが分かるもの（除却工事） ④市税等の完納証明書 標準様式については、受託後、提供することとします。
4	仕様書 4 業務内容 (5) 6)	金融機関との連携について、弊社にて独自の換金処理・資金管理の仕組みを構築可能な場合でも、金融機関等との連携が必要条件となるか。	市の委託事業となりますので、市内の金融機関との連携が望ましいと考えておりますが、利用者の立場から見て、利便性が高いものであれば、やむを得ない場合もあると考えます。
5	仕様書 6 留意事項 (6)	再委託の制限について、以下のケースは制限の対象になるのか。 ・同一建物内に設けたコールセンターにおいて、電話スタッフを派遣会社等により運用する場合 ・印刷会社に商品券等の印刷を依頼する場合	前段の質問の回答については、仕様書 6 留意事項(6)のとおり、禁止します。 後段の質問の回答については、商品券等の印刷はデザイン等専門性の高い業種であることから、仕様書 6 留意事項(6)のとおり、禁止していません。 なお、市の委託事業となりますので、できるだけ地元雇用につながることに配慮すべきものであり、また、説明不足によるトラブル等の責任の所在があいまいにならないよう再委託の制限を設けたことを申し添えます。
6	仕様書 4 業務内容 (4) ⑤	当該事業に国の補助金（国費）が充当されているかどうか。また国の他の補助制度（たとえば国土交通省や環境省が実施するリフォーム関連の補助金等）との併用の可否について、補助金ごとの交付要綱によって異なる場合があることは承知しているが、本事業における市としての正式な取扱方針をご教示いただきたい。	前段の質問の回答については、当該事業は国費を充てておりません。 後段の質問の回答については、申請者本人の申告に加え、回答 3 にある【商品券の使用対象となる工事】中の⑤のイ)、ソ)、ハ)、ヒ)、ホ) については、その都度、市へ照会することとします。

		併用が不可とされている場合には、その確認方法についても、たとえば購入申込書等における申請者本人の申告を通じた確認など、具体的な運用方法があればご教示いただきたい。	
7	「第1号様式 参加申込書兼誓約書」	「第1号様式 参加申込書兼誓約書」に記載する住所及び代表者名は、「当店(延岡支店)の住所及び支店長名」を記載すべきか。それとも「本社(東京都)の住所及び社長名」を記載すべきか、ご教示いただきたい。	貴法人内における決定権又は決裁権等の区分に応じて、対応していただければ結構です。
8	プロポーザル実施要領 9 (1)	「国税等の滞納がないことを証明する書類について、提出が求められているのは、「国税に関する証明書」であり、延岡市税に関する証明書ではないと解して良いか。	「国税等」には、国税に加え、県税及び市税を指します。